

浜松市高圧ガス保安法事務処理要綱

平成30年3月26日

浜消局達第218号

改正 平成31年1月28日浜消局達第162号

令和元年11月13日浜消局達第138号

目次

- 第1章 総則（第1条 第2条）
 - 第2章 製造・貯蔵（第3条 第35条）
 - 第3章 販売（第36条 第42条）
 - 第4章 消費（第43条 第48条）
 - 第5章 容器等（第49条 第61条）
 - 第6章 その他申請・届出（第62条 第63条）
 - 第7章 公安委員会への通報（第64条）
 - 第8章 立入検査（第65条）
 - 第9章 処分等（第66条 第75条）
 - 第10章 事故等の報告等（第76条 第79条）
 - 第11章 雑則（第80条 第81条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。）冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）及び浜松市高圧ガス保安法施行細則（平成30年浜松市規則第24号。以下「細則」という。）に基づく事務の処理について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（申請手数料）

第2条 申請に係る手数料は、浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）に規

定する額を浜松市収入証紙条例（昭和39年浜松市条例第30号）第2条の規定により収入証紙で納付させるものとし、申請書正本の余白部分に収入証紙を貼付するものとする。この場合において、申請書正本に貼付された収入証紙は、別表第1の消印により抹消するとともに、申請書副本の余白部分にその手数料の額を記載し、別表第1の徴収済印（この条において「徴収済印」という。）を押印するものとする。ただし、申請に係る手数料に5円未満の端数がある場合は、その手数料の全額を納入通知書により納付させるものとし、当該手数料の額を申請書正本及び申請書副本の余白部分に記載するものとする。この場合において、手数料の納付を確認したときは、徴収済印を押印するものとする。

第2章 製造・貯蔵

（第1種製造者に係る製造の許可の申請）

第3条 法第5条第1項の規定による申請は、高圧ガス製造許可申請書（一般則様式第1、液石則様式第1、コンビ則様式第1又は冷凍則様式第1）の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第13条第1号の規定による課受付印（以下「受付印」という。）を押印して浜松市火薬類取締法事務処理要綱（平成29年3月31日付け浜消局達第231号）第3条第2項第1号の保安関係受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

(2) 高圧ガス保安法に係る許可等審査表（第1号様式。第54条及び第56条において「審査表」という。）により内容を審査し、高圧ガス保安法に係る許可等審査報告書（第2号様式。第54条、第56条及び第67条において「審査報告書」という。）により回議するものとする。

(3) 前号の審査の結果、法第8条第1項各号の規定に適合すると認めて許可するときは、高圧ガス製造許可書（第3号様式）に副本1部を添付して（申請書の副本が提出されているときに限る。）申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(4) 第2号の審査の結果、法第8条第1項各号の規定に適合していないと認めて許可をしないときは、不許可通知書（第4号様式）に副本1部を添付して（申請書の副本が提出されているときに限る。）申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(5) 前各号の規定により処理したときは、事業所ごとに処理経過記録表（第5号様式。以下「経過記録表」という。）に必要事項を記載し、申請書類等は事業所ごとのファイル（以下「事業所ファイル」という。）に編冊するものとする。

(第2種製造者に係る製造の届出)

第4条 法第5条第2項の規定による届出は、高圧ガス製造事業届書(一般則様式第2、液石則様式第2)又は高圧ガス製造届書(冷凍則様式第2)の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により届出があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 届出書に受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するとともに副本を届出者に返却(届出書の副本が提出されているときに限る。)するものとする。

(2) 届出の内容を確認し、事業所ごとに経過記録表に必要事項を記載して事業所ファイルに編冊するものとする。

(第1種製造者の地位の承継の届出)

第5条 法第10条第2項の規定による届出は、第1種製造事業承継届書(一般則様式第3、液石則様式第3又は冷凍則様式第3)又は高圧ガス製造事業承継届書(コンビ則様式第2)の副本の提出を求めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第2種製造者の地位の承継の届出)

第6条 法第10条の2第2項の規定による届出は、第2種製造事業承継届書(一般則様式第3の2、液石則様式第3の2又は冷凍則様式第3の2)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第1種製造者に係る製造のための施設の変更の許可の申請)

第7条 法第14条第1項の規定による申請は、高圧ガス製造施設等変更許可申請書(一般則様式第4、液石則様式第4、コンビ則様式第3又は冷凍則様式第4)の副本の提出を求めるものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請があったときの処理について準用する。この場合において、同項第3号中「高圧ガス製造許可書(第3号様式)」とあるのは「高圧ガス製造施設変更許可書(第6号様式)」と読み替えるものとする。

(第1種製造者に係る製造のための施設の軽微な変更の工事の届出)

第8条 法第14条第2項の規定による届出は、高圧ガス製造施設軽微変更届書(一般則様式第5、液石則様式第5又は冷凍則様式第5)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第2種製造者に係る製造のための施設の変更の工事の届出)

第9条 法第14条第4項の規定による届出は、高圧ガス製造施設等変更届書(一般則様式第6、液石則様式第6又は冷凍則様式第6)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第1種貯蔵所の設置の許可の申請)

第10条 法第16条第1項の規定による申請は、第1種貯蔵所設置許可申請書(一般則

様式第7又は液石則様式第7)の副本の提出を求めるものとする。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の申請があったときの処理について準用する。この場合において、同項第3号中「高圧ガス製造許可書(第3号様式)」とあるのは「第1種貯蔵所設置許可書(第7号様式)」と読み替えるものとする。

(第1種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出)

第11条 法第17条第2項の規定による届出は、第1種貯蔵所承継届書(一般則様式第8又は液石則様式第8)の副本の提出を求めるものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第2種貯蔵所の設置の届出)

第12条 法第17条の2第1項の規定による届出は、第2種貯蔵所設置届書(一般則様式第9又は液石則様式第9)の副本の提出を求めるものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請)

第13条 法第19条第1項の規定による申請は、第1種貯蔵所位置等変更許可申請書(一般則様式第10又は液石則様式第10)の副本の提出を求めるものとする。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の申請があったときの処理について準用する。この場合において、同項第3号中「高圧ガス製造許可書(第3号様式)」とあるのは「第1種貯蔵所変更許可書(第8号様式)」と読み替えるものとする。

(第1種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出)

第14条 法第19条第2項の規定による届出は、第1種貯蔵所軽微変更届書(一般則様式第11又は液石則様式第11)の副本の提出を求めるものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(第2種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の届出)

第15条 法第19条第4項の規定による届出は、第2種貯蔵所位置等変更届書(一般則様式第12又は液石則様式第12)の副本の提出を求めるものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(完成検査の申請)

第16条 法第20条第1項又は第3項の規定による申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- 2 前項の規定により申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 完成検査を行い、当該検査結果について高圧ガス保安法に係る完成検査等結果報告書(第9号様式。第29条において「検査結果報告書」という。)により回議するものとする。

(3) 完成検査の結果、高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所が法第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準(次号において「製造施設又は第1種貯蔵所の技

術上の基準」という。)に適合していると認めて製造施設完成検査証(一般則様式第15、液石則様式第15、コンビ則様式第6又は冷凍則様式第8)又は第1種貯蔵所完成検査証(一般則様式第16又は液石則様式第16)を申請者に交付するときは、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めものとする。

(4) 完成検査の結果、製造施設又は第1種貯蔵所の技術上の基準に適合していないと認めるときは、完成検査不適合通知書(第10号様式)を申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めものとする。

(5) 前各号の規定により処理したときは、事業所ごとに経過記録表に必要事項を記載して事業所ファイルに編冊するものとする。

(高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の受検の届出)

第17条 第4条第2項の規定は、法第20条第1項ただし書又は第3項第1号の規定による届出があったときの処理について準用する。

(完成検査の結果の報告)

第18条 第4条第2項の規定は、法第20条第4項の規定による報告があったときの処理について準用する。

(製造開始又は廃止の届出)

第19条 第4条第2項の規定は、法第21条第1項から第4項までの規定による届出があったときの処理について準用する。

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

(危害予防規程の制定又は変更の届出)

第23条 法第26条第1項の規定による届出は、危害予防規程届書(一般則様式第32、液石則様式第31、コンビ則様式第13又は冷凍則様式第20)の副本の提出を求めものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(保安統括者の選任又は解任の届出)

第24条 法第27条の2第5項の規定による届出は、高圧ガス保安統括者届書(一般則様式第33、液石則様式第32又はコンビ則様式第14)の副本の提出を求めものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(保安技術管理者又は保安係員の選任又は解任の届出)

第25条 法第27条の2第6項の規定による届出は、高圧ガス保安技術管理者等届書(一般則様式第33の2、液石則様式第32の2又はコンビ則様式第14の2)の副本の提出を求めものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出)

第26条 法第27条の3第3項の規定による届出は、高圧ガス保安主任者等届書(一般則様式第34、液石則様式第33又はコンビ則様式第15)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(冷凍保安責任者の選任又は解任の届出)

第27条 法第27条の4第2項の規定による届出は、冷凍保安責任者届書(冷凍則様式第21)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出)

第28条 法第33条第3項の規定による届出は、高圧ガス保安統括者代理者届書(一般則様式第37、液石則様式第36又はコンビ則様式第16)又は冷凍保安責任者代理者届書(冷凍則様式第22)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(特定施設の保安検査の申請)

第29条 法第35条第1項の規定による申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 保安検査表(第11号様式)により保安検査を行い、当該検査結果について検査結果報告書により回議するものとする。

(3) 保安検査の結果、特定施設が法第8条第1項の技術上の基準(次号において「特定施設の保安検査の技術上の基準」という。)に適合していると認めて保安検査証(一般則様式第39、液石則様式第38、コンビ則様式第18又は冷凍則様式第24)を交付するときは、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(4) 保安検査の結果、特定施設の保安検査の技術上の基準に適合していないと認めるときは、保安検査不適合通知書(第12号様式)を申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(5) 前各号の規定により処理したときは、事業所ごとに経過記録表に必要事項を記載して事業所ファイルに編冊するものとする。

(特定施設の保安検査の受検の届出)

第30条 第4条第2項の規定は、法第35条第1項第1号の規定による届出があったときの処理について準用する。

(特定施設の保安検査の結果の報告)

第31条 第4条第2項の規定は、法第35条第3項の規定による届出があったときの処理について準用する。

(完成検査又は保安検査の記録の届出)

第32条 第4条第2項の規定は、法第39条の11の規定による届出があったときの処理について準用する。

第33条 削除

(特定施設の使用休止の届出)

第34条 一般則第79条2項ただし書、液石則第77条第2項ただし書又はコンビ則第34条第2項ただし書の規定による届出は、高圧ガス製造施設休止届書(一般則様式第37の2、液石則様式第36の2又はコンビ則様式第16の2)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の報告があったときの処理について準用する。

(高圧ガス製造許可申請書等の記載事項の変更の届出)

第35条 細則第7条第1項の規定による高圧ガス製造許可申請書、高圧ガス製造事業届書、高圧ガス製造届書、第1種貯蔵所設置許可申請書又は第2種貯蔵所設置届書の記載事項について変更があったときの届出は、法人の名称等変更届書(第13号様式)により提出させるものとし、当該届出書の副本の提出を求めるものとする。

2 細則第7条第1項の表の法第16条第1項の許可を受けた者の項の中欄の市長が別に定める場合は、一般則第20条に規定する第1種貯蔵所設置許可申請書(様式第7)の貯蔵する高圧ガスの種類の記載事項に変更があったときで、法第19条第1項に規定する変更の工事に該当する場合又は法第19条第1項ただし書に規定する軽微な変更の工事に該当する場合とする。

3 細則第7条第1項の表の法第17条の2第1項の規定による届出を行った者の項の中欄の市長が別に定める場合は、一般則第25条に規定する第2種貯蔵所設置許可申請書(様式第9)の貯蔵する高圧ガスの種類の記載事項に変更があったときで、法第19条第4項ただし書に規定する軽微な変更の工事に該当する場合とする。

4 第4条第2項の規定は、第1項の届出があったときの処理について準用する。

第3章 販売

(販売事業の届出)

第36条 法第20条の4の規定による届出は、高圧ガス販売事業届書(一般則様式第21、液石則様式第21又は冷凍則様式第13)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(販売業者の地位の承継の届出)

第37条 法第20条の4の2第2項の規定による届出は、高圧ガス販売事業承継届書(一般則様式第21の2、液石則様式第21の2又は冷凍則様式第13の2)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(販売をする高圧ガスの種類の変更の届出)

第38条 法第20条の7の規定による届出は、販売に係る高圧ガスの種類変更届書(一般則様式第22又は冷凍則様式第14)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(販売の事業の廃止の届出)

第39条 第4条第2項の規定は、法第21条第5項の規定による届出があったときの処理について準用する。

(販売主任者の選任又は解任の届出)

第40条 法第28条第3項の規定による届出は、高圧ガス販売主任者等届書(一般則様式第35又は液石則様式第34)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(高圧ガス販売事業届書の記載事項の変更の届出)

第41条 細則第7条第1項の規定による高圧ガス販売事業届書の記載事項について変更があったときの届出は、法人の名称等変更届書により提出させるものとし、当該届出書の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(高圧ガス販売事業の変更の届出)

第42条 細則第7条第1項の規定による高圧ガス販売事業届書の記載事項に変更があったときの届出で、販売計画書の記載事項のうち販売の方法又は貯蔵量について変更があったときの届出は、販売変更届書(第14号様式)により提出させるものとし、当該届出書の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

第4章 消費

(特定高圧ガスの消費の届出)

第43条 法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガスの消費の届出は、特定高圧ガス消費届書(一般則様式第29又は液石則様式第28)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(特定高圧ガス消費者の地位の承継の届出)

第44条 法第24条の2第2項の規定による届出は、特定高圧ガス消費者承継届書(一般則様式第29の2又は液石則様式第28の2)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(特定高圧ガスの消費施設等の変更の届出)

第45条 法第24条の4第1項の規定による届出は、特定高圧ガス消費施設等変更届書

(一般則様式第30又は液石則様式第29)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(特定高圧ガスの消費の廃止の届出)

第46条 第4条第2項の規定は、法第24条の4第2項の規定による届出があったときの処理について準用する。

(取扱主任者の選任又は解任の届出)

第47条 法第28条第3項の規定による届出は、特定高圧ガス取扱主任者届書(一般則様式第36又は液石則様式第35)の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

(特定高圧ガス消費届書の記載事項の変更の届出)

第48条 細則第7条第1項の規定による特定高圧ガス消費届書の記載事項について変更があったときの届出は、法人の名称等変更届書により提出させるものとし、当該届出書の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

第5章 容器等

(容器検査の申請)

第49条 内容積500リットル以下の容器に係る法第44条第1項本文の規定による申請は、容器検査申請書(容器則様式第1)の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、容器検査を行い、当該容器が容器則第7条第1項各号で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合すると認めて合格とするときは、当該容器に法第45条第1項に規定する刻印をし、又は同条第2項に規定する標章を掲示するものとする。

(容器再検査の申請)

第50条 法第49条第1項に規定する申請は、容器再検査申請書(第15号様式)により提出させるものとし、当該申請書の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、容器再検査を行い、当該容器が容器則第26条で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合すると認めて合格とするときは、当該容器に法第49条第3項に規定する刻印をし、又は同条第4項に規定する標章を掲示するものとする。

(附属品検査の申請)

第51条 内容積500リットル以下の容器に装置されている附属品に係る法第49条の2第1項本文の規定による申請は、附属品検査申請書(容器則様式第3)の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、附属品検査を行い、当該附属品が容器則第

17条第1項各号で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合すると認めて合格とするときは、当該附属品に法第49条の3第1項に規定する刻印をするものとする。

(附属品再検査の申請)

第52条 法第49条の4第1項の規定による申請は、附属品再検査申請書(第16号様式)により提出させるものとし、当該申請書の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、附属品再検査を行い、当該附属品が容器則第29条で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合すると認めて合格とするときは、当該附属品に法第49条の4第3項に規定する刻印をするものとする。

(特別充填の許可の申請)

第53条 法第48条第5項の規定による申請は、特別充填許可申請書(容器則様式第4又は国際容器則様式第1)の副本の提出を求めるものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請があったときの処理について準用する。この場合において、同項第3号中「高圧ガス製造許可書(第3号様式)」とあるのは「特別充填許可書(第17号様式)」と読み替えるものとする。

(容器検査所の登録の申請)

第54条 法第49条第1項の規定による申請は、容器検査所登録申請書(容器則様式第5又は国際容器則様式第2)の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 審査表により内容を審査し、審査報告書により回議するものとする。

(3) 前号の審査の結果、その容器検査所の検査設備が容器則第33条に規定する技術上の基準に適合すると認めるときは、容器検査所登録票(容器則様式第7又は国際容器則様式第4)に副本1部を添付して(申請書の副本が提出されているときに限る。)申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(4) 第2号の審査の結果、その容器検査所の検査設備が容器則第33条に規定する技術上の基準に適合していないと認めて許可をしないときは、容器検査所登録(登録更新)拒否通知書(第18号様式)に副本1部を添付して(申請書の副本が提出されているときに限る。)申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(5) 前各号の規定により処理したときは、容器検査所ごとに経過記録表に必要事項を記載して容器検査所登録簿(容器検査所の登録の申請に係る図書を容器検査所ごとに編冊したものをいう。以下同じ。)に編冊するものとする。

(容器検査所の登録更新の申請)

第55条 法第50条第1項の規定による申請は、容器検査所登録更新申請書（容器則様式第6又は国際容器則様式第3）の副本の提出を求めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により申請があったときの処理について準用する。
（容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更）

第56条 法第54条第1項の規定による申請は、高圧ガスの種類又は圧力変更申請書（容器則様式第2）の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申請があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 審査表により内容を審査し、審査報告書により回議するものとする。

(3) 前号の審査の結果、変更後においても当該容器が容器則第7条の規格に適合すると認めるときは、容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る適合通知書（第19号様式）に副本1部を添付して（申請書の副本が提出されているときに限る。）申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(4) 第2号の審査の結果、変更後においては当該容器が容器則第7条の規格に適合していないと認めるときは、容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る不適合通知書（第20号様式）に副本1部を添付して（申請書の副本が提出されているときに限る。）申請者に交付するものとし、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(5) 前各号の規定により処理したときは、事業所ごとに経過記録表に必要事項を記載して事業所ファイルに編冊するものとする。

（検査主任者の選任又は解任の届出）

第57条 法第52条第2項の規定による届出は、検査主任者届書（容器則様式第8又は国際容器則様式第5）の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。
（規格に適合しない容器についての報告）

第58条 法第56条第2項の規定による内容積500リットル以下の容器の報告は、容器規格不適合報告書（容器則様式第33）の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。
（規格に適合しない附属品についての報告）

第59条 法第56条第4項の規定による内容積500リットル以下の容器に装置する附属品の報告は、附属品規格不適合報告書（容器則様式第34）の副本の提出を求めるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。
（容器検査所の廃止の届出）

第60条 第4条第2項の規定は、法第56条の2の規定による届出があったときの処理

について準用する。

(容器検査所登録申請書又は容器検査所登録更新申請書の記載事項の変更の届出)

第 6 1 条 細則第 7 条第 1 項の規定による容器検査所登録申請書又は容器検査所登録更新申請書の記載事項について変更があったときの届出は、法人の名称等変更届書により提出させるものとし、当該届出書の副本の提出を求めるものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の届出があったときの処理について準用する。

第 6 章 その他の申請・届出

(特定設備検査合格証の再交付の申請)

第 6 2 条 法第 5 6 条の 4 第 3 項の規定による申請があったときは、遅滞なく経済産業大臣あて送付するものとする。

(許可申請等取下げの申出)

第 6 3 条 法の規定による許可等の申請をした者が、その許可等を受ける前に当該申請を取下げようとするときの申出は、許可申請等取下申出書 (第 2 1 号様式) により提出させるものとし、当該申出書の副本の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により申出があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 当該申出により取下げる申請の申請書 (この項において「申請書」という。) の正本及び副本の余白部分に別表第 1 の取下済印を押印し、取下げた日付を記入する (申請書の副本への押印及び取下げた日付の記入は、申請書の副本が提出されているときに限る。) ものとする。

(3) 許可申請等取下申出書の副本 1 部に申請書の副本を添付して申出者に返却する (返却は、それぞれの副本が提出されているときに限る。) ものとする。

(4) 許可申請等取下申出書の正本及び申請書の正本は、事業所ファイルに編冊するものとする。

第 7 章 公安委員会への通報

(公安委員会への通報)

第 6 4 条 法第 7 4 条第 1 項の規定による静岡県公安委員会への通報は、高圧ガス保安法第 7 4 条第 1 項の規定に基づく通報について (第 2 2 号様式) により行うものとし、次に定める書類を添付するものとする。

(1) 許可に係るもの 許可書の写し 1 部

(2) 届出に係るもの 届出書の写し 1 部

(3) 前 2 号以外のもので 処分の内容が分かる書類

第8章 立入検査

(立入検査等)

第65条 予防課長は、立入検査（法第62条第1項の規定による立ち入り及び検査をいう。以下この条において同じ。）を次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 予防課長が、災害の防止又は公共の安全の確保のために必要があると認めるときに行うこと。
- (2) 関係者の立会いを求めて行うこと。
- (3) 細則第6条に規定する身分を示す証票を携帯し、関係者に提示して行うこと。
- (4) 立入検査実施表（第23号様式）により行うこと。
- (5) 関係者への質問は、原則として立ち込んだ場所において行うこと。ただし、関係者の同意を得て当該場所以外の場所で行う場合は、この限りでない。
- (6) 立入検査の結果は、立入検査結果通知書（第24号様式）及び違反指摘票（第25号様式）により関係者に直接交付すること。ただし、立入検査結果通知書の交付に際し、受領を拒否された場合その他特別の事由がある場合は、郵送により行うことができる。
- (7) 予防課長は、立入検査の結果、不備事項等があった場合で、保健所その他関係する機関と調整する必要があると認めるときは、当該関係機関へ情報の提供を行うこと。

2 消防署長は、立入検査を次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 浜松市小規模ガス消費者立入検査等事務処理要綱（平成21年4月1日浜消達第1号）に基づき小規模ガス消費者に対して行うものであること。
- (2) 前号以外の立入検査の対象は、当該対象の所在地を管轄する消防署長が災害の防止又は公共の安全の確保のために必要があると認めるときに行うこと。

3 第1項第2号、第3号、第5号及び第6号の規定は前項第1号の立入検査に、第1項第2号から第6号までの規定は、前項第2号の立入検査に準用する。

4 消防署長は、立入検査について必要があると認めるときは、予防課長に対し応援を要請することができるものとする。

5 予防課長は、前項の規定により消防署長から要請があったときは、課員をして応援させるものとする。

第9章 処分等

(許可の取消し)

第66条 法第9条又は第38条第1項の規定により許可を取り消すときは、許可取消通知書（第26号様式）により通知するものとする。

(許可の取消しの申出)

第67条 法第5条第1項、法第14条第1項、法第16条第1項又は法第19条第1項の許可を受けた者からの当該許可の取消しの申出は、許可取消申出書(第27号様式)により提出させるものとする。

2 前項の申出には、取消しを受けようとする許可書を添付させるものとする。

3 第1項の規定により申出があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 内容を審査し、審査報告書により回議するものとする。

(2) 前号の審査の結果、当該許可を取消すときは、申出による許可取消通知書(第28号様式)を申出者に交付するものとする。

(3) 第2号の規定により交付するときは、受付簿の交付欄に受領年月日の記載及び署名を求めるものとする。

(4) 前各号により処理したときは、許可の取消しの申出にかかる書類は事業所ごとに経過記録表に必要事項を記載して事業所ファイルに編冊するものとする。

(命令)

第68条 法第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の6第2項、第24条の3第3項、第26条第2項若しくは第4項、第27条第2項若しくは第5項、第34条、第38条第1項若しくは第2項、第39条第1号から第3号まで、第41条第2項、第49条の30、第49条の35、第52条第4項、第53条又は第63条第2項の規定による命令は、命令書(第29号様式)により行うものとする。

2 法第39条第1号から第3号までの規定による緊急措置を行ったときは、処分後速やかに命令書を受命者に交付するものとする。

3 第1項の規定により命令書を交付するときは、受命者への直接交付を原則とし、確認のため受領書(第30号様式)を求めるものとする。

(販売業者等に対する勧告)

第69条 予防課長は、法第20条の5第2項の規定による勧告(以下この条及び次条において「勧告」という。)をするときは、勧告書(第31号様式)を交付するものとする。

2 勧告をする場合の履行期限は、社会通念上及び販売業者等が販売契約を締結する高圧ガスを購入して消費する者の数等の見地から判断し、履行可能で、かつ、妥当なものとしなければならない。

3 第1項の規定により勧告書を交付するときは、勧告を受けた者への直接交付を原則とし、確認のため受領書を求めるものとする。

(販売業者等が勧告に従わなかった旨の公表)

第70条 予防課長は、前条第2項の履行期限を過ぎてもなお、勧告に従わないと認める販売業者等について、当該勧告に従ったことを確認できるまでの間、法第20条の5第

- 3 項の規定による公表（以下この条において「公表」という。）を行うものとする。
- 2 予防課長は、公表することを決定したときは、公表する対象販売業者等（以下この条において「公表対象販売業者等」という。）に対し公表通知書（第32号様式）により直接通知し、受領書を求めるものとする。ただし、受領を拒否された場合その他特別の事由がある場合は、配達証明の取扱いにより郵送するものとする。
- 3 公表の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定による公表対象販売業者等一覧表（第33号様式）を浜松市ホームページに掲載する方法
 - (2) 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定による公表対象販売業者等一覧表を編冊したものを、浜松市消防局において公衆の閲覧に供する方法
- 4 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 公表対象販売業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに販売所の所在地
 - (2) 勧告の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要があると認める事項
- 5 予防課長は、公表対象販売業者等が、勧告に従い、法第20条の5第1項に規定する事項の周知の方法を改善したことを確認したときは、関係する情報を削除するものとする。
- 6 予防課長は、公表対象販売業者等に係る情報を高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定による公表対象販売業者等状況表（第34号様式）により、管理するものとする。
（容器検査所の登録の取消し）
- 第71条 法第53条の規定により容器検査所の登録の取消しをするときは、当該容器検査所の登録を受けた者に対して登録取消通知書（第35号様式）を交付するものとする。
（報告の徴収）
- 第72条 法第61条第1項の規定による報告の徴収は、報告徴収書（第36号様式）により行うものとする。
（収去書の交付）
- 第73条 法第62条第1項の規定により高圧ガスを収去するときは、収去書（第37号様式）を交付するものとする。この場合において、収去書の交付は、被収去者への直接交付を原則とし、確認のため受領書を求めるものとする。
（違反の処理）
- 第74条 本章に定めがあるもののほか、法に規定する高圧ガスに関する違反の処理は、浜松市火災予防違反処理規程（平成17年浜松市消防本部訓令甲第7号）及び浜松市火災予防違反処理要綱（平成18年3月29日付浜消達第47号）の例による。
- 2 法に係る違反処理基準は、別表第2による。
（命令の解除）

第75条 命令を解除するときは、命令解除通知書（第38号様式）により行うものとする。

第10章 事故の報告等

（監督部への事故急報）

第76条 情報指令課長は、経済産業大臣が定める高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（以下この条、次条及び第79条において「高圧ガス事故対応要領」という。）中に規定するA級事故又はB1級事故が発生したことを覚知したときは、高圧ガス事故対応要領別添1の「都道府県における高圧ガス・石油コンビナート事故対応について」に基づき、発生日時、発生場所及び事故の概要について、確認している範囲で速やかに関東東北産業保安監督部長へ通報するものとする。（別図参照）

（事故発生時の調査及び報告）

第77条 予防課長は、法第74条第4項の規定による報告を行うものとし、当該報告は、高圧ガス事故対応要領に基づき、速やかに調査を行い、関東東北産業保安監督部長へ報告するものとする。（別図参照）

（事故の報告の徴収）

第78条 法第63条第2項に規定する報告があったときは、前2条の規定によるほか、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 受付印を押印して受付簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 当該報告の内容を確認し、当該報告書は届出ファイルに編冊するものとする。

（事故時の連携）

第79条 予防課長、情報指令課長及び消防署長は、高圧ガス事故対応要領に規定する事故が発生したときは、相互に情報提供し、連携を図るものとする。

第11章 雑則

（文書の管理等）

第80条 前章までに規定する文書のデータ管理の方法は別に定める。

2 前章までに規定する文書のうち、浜松市公用文の作成に関する規程（平成10年浜松市訓令甲第2号）第3条第3号ウに規定する文書に該当するものの配字、消防長印及び契印は、同規程第7条に定めるところにより処理しなければならない。

（経済産業大臣等への報告）

第81条 消防長は、法に係る事務処理の状況についてとりまとめ、必要に応じて経済産業大臣又は静岡県知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。


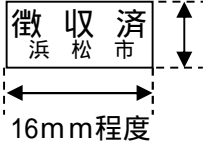
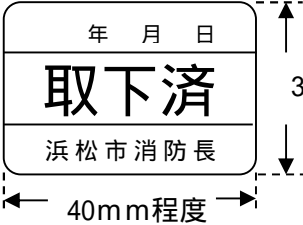
附 則（平成31年1月28日付け浜消局達第162号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月13日付け浜消局達第138号）

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表第1（第2条、第63条関係）

<p>消印</p>	 <p>8mmから12mm</p>
<p>徴収済印</p>	 <p>8mm程度 16mm程度</p>
<p>取下済印</p>	 <p>30mm程度 40mm程度</p>

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
1	無許可製造 (法第5条第1項)	第1種製造者の許可を受けないで高圧ガスの製造をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第80条第1号)			有	
2	無届の製造又は虚偽の届出 (法第5条第2項)	第2種製造者の届出をしないで製造の事業若しくは製造を開始した場合又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号の2)			有	
3	正当な事由のない製造未開始又は休止 (法第9条)	第1種製造者が正当な事由がなく1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引続き製造を休止した場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法第9条)				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
4	第1種製造者の承継届の無届又は虚偽の届出(法第10条第2項)	第1種製造者の地位を承継した者が、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第1号)			有	
5	第2種製造者の承継届の無届又は虚偽の届出(法第10条の2第2項)	第2種製造者の地位を承継した者が、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第86条第1号)				
6	第1種製造者の製造の施設又は製造の方法の技術上の基準違反(法第11	第1種製造者の製造のための施設について、その位置、構造若しくは設備又は製造の方法が技術上の基準に適合していないと認める場合で、是正指導によっ	警告	1次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するよう施設を修理、改造、移転、製造すべきことの命令	2次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令(法第38条第1項第1号)	有	3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3次措置が不履行の場合告発(法第80条第2号)

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	条第 1 項、第 2 項)	ても必要な措置が講じられない場合			(法 第 1 1 条第 3 項)	2 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法 第 3 8 条第 1 項第 1 号)		3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3 次措置が不履行の場合告発 (法 第 8 1 条第 6 号) 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分 7 8 参照
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法 第 8 2 条第 1 号)				
7	第 2 種製造者の製造の施設又は製	第 2 種製造者の製造のための施設について、その位置、構造若しく	警告	1 次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するよう施設	2 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命	有	3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	造の方法の技術上の基準違反 (法第12条第1項、第2項)	は設備又は製造の方法が技術上の基準に適合していないと認められる場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合			を修理、改造、移転、製造すべきことの命令 (法第12条第3項)		令 (法第38条第2項第1号)		3次措置が不履行の場合告発 (法第81条第6号)
			1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号)			有		
8	高压ガスの製造の技術上の基準違反 (法第13条)	法第11条及び第12条に規定するもののほか、高压ガスの製造の技術上の基準に従っていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
9	第 1 種製造者の製造のための施設又は高圧ガスの種類若しくは製造の方法の無許可変更(法第 1 4 条第 1 項)	第 1 種製造者が、許可を受けずに製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更している場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令(法第 3 8 条第 1 項第 2 号)	2 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 2 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し(法第 3 8 条第 1 項第 2 号)				2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分 7 8 参照
				1 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 1 条第 2 号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
10	第1種製造者の軽微変更届の未届け又は虚偽の届出 (法第14条第2項)	第1種製造者が、軽微な変更の工事をした場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第1号)			有	
11	第2種製造者の高圧ガス製造施設等の変更届の未届け又は虚偽の届出 (法第14条第4項)	第2種製造者が、高圧ガス製造施設等の変更の工事をしようとするときにあらかじめ届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号の3)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
12	貯蔵の技術上の基準違反 (法第15条第1項)	高圧ガスの貯蔵が、技術上の基準に従ってされていないと認められる場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令 (法第15条第2項)	2次措置が不履行の場合	期間を定めてその貯蔵の停止の命令 (法第38条第1項第1号、第2項第1号)		3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
						2次措置が不履行の場合	第1種貯蔵所の許可の取消し (法第38条第1項第1号)		3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
13	無許可貯蔵 (法第16条第1項)	第1種貯蔵所の許可を受けないで高圧ガスを貯蔵した場合 (高圧法第16条ただし書を除く。)	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第81条第3号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
14	第1種貯蔵所の承継届の無届又は虚偽の届出(法第17条第2項)	第1種貯蔵所設置の許可を受けた者の地位を承継した者が、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第1号)			有	
15	無届貯蔵(法第17条の2第1項)	第2種貯蔵所の届出をしないで高压ガスを貯蔵し、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第2号の4)			有	
16	第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造又は設備の技術上の基準適合違反(法第18	第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合していないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するように修理、改造、移転すべきことの命令(法第18条第3項)	2次措置が不履行の場合	期間を定めてその貯蔵の停止の命令(法第38条第1項第1号、第2項第1号)	有	3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3次措置が不履行の場合告発(法第81条第6号)

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	条第1項、第2項)					2次措置が不履行の場合	第1種貯蔵所の許可の取消し(法第38条第1項第1号)		3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1次措置が不履行の場合	告発(法第82条第1号)			有	
17	第1種貯蔵所の無許可変更(法第19条第1項)	第1種貯蔵所の所有者又は占有者が、許可を受けずに第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を行っている場合で、是正指導によっても必要	警告	1次措置が不履行の場合	期間を定めてその貯蔵の停止の命令(法第38条第1項第2号)	2次措置が不履行の場合	告発(法第81条第6号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
		な措置が講じられない場合		1次措置が不履行の場合	第1種貯蔵所の許可の取消し (法第38条第1項第2号)				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1次措置が不履行の場合	告発 (法第81条第4号)			有	
18	第1種貯蔵所の軽微変更届の未届 (法第19条第2項)	第1種貯蔵所の所有者又は占有者が、軽微な変更の工事をした場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第1号)			有	
19	第2種貯蔵所の未届けの変更工事 (法第19条第4項)	第2種貯蔵所の所有者又は占有者が、届出をしないで第2種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事をした場合又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号の5)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
20	完成検査未受検(法第 2 0 条第 1 項又は第 3 項のただし書の場合を除く。)(法第 2 0 条第 1 項、第 3 項)	許可又は変更許可を受けた第 1 種製造者又は第 1 種貯蔵所の所有者若しくは占有者が、完成検査を受けずに当該施設を使用している場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造又は期間を定めて貯蔵の停止の命令(法第 3 8 条第 1 項第 3 号)	2 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 2 号、法第 8 1 条第 6 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し(法第 3 8 条第 1 項第 3 号)				
				1 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 1 条第 3 号)				有

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考	
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置			
21	高圧ガス販売事業届書の未届等 (法第20条の4)	高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が、届出をしないで高圧ガスを販売した場合、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号の6)				有	
22	災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させる義務違反 (法第20条の5第2項)	販売業者等が、災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させることを怠り、又は周知の方法が適当でない場合	勧告 (法第20条の5第2項)	1次措置の勧告に従わない場合	公表 (法第20条の5第3項)					
23	販売業者等に係る技術上の基準違反 (法第20条の6第1)	販売業者等が、技術上の基準に従わないで販売していると認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	技術上の基準に従って高圧ガスを販売すべきことの命令 (法第20	2次措置が不履行の場合	期間を定めてその販売の停止の命令 (法第38条第2項第	有	3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3次措置が不履行の場合 告発	

別表第2(第74条関係)違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	項)				条の6第2項)		1号)		(法第81条第6号)
				1次措置が不履行の場合	告発(法第82条第1号)			有	
24	販売をするガスの種類の変更の未届等(法第20条の7)	販売業者が、販売する高圧ガスの種類を変更した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第1号)			有	
25	廃止届の未届(法第21条第1項から第5項)	第1種製造者等が、製造の事業の廃止等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第1号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
26	輸入検査の未受検 (法第 2 2 条第 1 項)	高圧ガスを輸入した者が、輸入検査において技術基準に適合していない状態又は輸入検査を受けないで当該高圧ガスを移動した場合	警告	1 次措置が不履行の場合	高圧ガス及び容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことの命令 (法第 2 2 条第 3 項)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 4 号の 2)	有	
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	
27	高圧ガスの移動の技術上の基準違反 (法第 2 3 条第 1 項から第 3 項)	高圧ガスの移動について、容器への保安上必要な措置を講じず、車両及び導管による高圧ガスの移動、輸送についての技術上の基準に適合していないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合で、	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 2 号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
		是正指導によっても必要な措置が講じられない場合（法第23条第3項のただし書を除く。）							
28	家庭用設備の設置又は変更の工事にかかる技術上の基準違反（法第24条）	圧縮天然ガス（内容積が20リットル以上120リットル未満の容器に充てんされたものに限る）を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事の基準に従っていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発（法第83条第2号）			有	
29	特定高圧ガス消費届の未届等（法第24	特定高圧ガスを消費する者が、届出をしないで特定高圧ガスを消費した場合、又は虚偽の	警告	1次措置が不履行の場合	告発（法第83条第2号の7）			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	条の2第1項)	届出をした場合							
30	特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準違反(法第24条の3第1項、第2項)	特定高压ガスを消費する者の消費のための施設について、位置、構造及び設備又は消費の方法が技術上の基準に適合していないと認められる場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するよう消費施設の修理、改造、移転又は消費すべきことの命令(法第24条の3第3項)	2次措置が不履行の場合	期間を定めてその消費の停止を命令(法第38条第2項第1号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3次措置が不履行の場合告発(法第81条第6号)
				1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第2号)			有	
31	特定高压ガスの消費者に係る変更の工事等の	特定高压ガス消費者が、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事を	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第1号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	届出の未届 (法第 2 4 条の 4 第 1 項)	し、又は特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするとき(法第 2 4 条の 4 第 1 項のただし書を除く。)に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合							
32	特定高圧ガスの消費の廃止の届出の未届 (法第 2 4 条の 4 第 2 項)	特定高圧ガス消費者が、特定高圧ガスの消費を廃止した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 1 号)			有	
33	その他消費に係る技術上の基準違反 (法第 2 4 条の 5)	特定高圧ガス以外の高圧ガスの消費の場所、数量その他消費の方法について技術上の基準に従っていない場合で、是正指導によって	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 2 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
		も必要な措置が講じられない場合							
34	廃棄に係る技術上の違反 (法第 2 5 条)	高圧ガスの廃棄をするときに、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について技術上の基準に従っていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 2 号)			有	
35	危害予防規程の未制定 (法第 2 6 条第 1 項)	第 1 種製造者が、危害予防規程を定めずに高圧ガスの製造をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 3 号の 2)			有	
36	危害予防規程の未届 (法第 2 6 条第 1 項)	第 1 種製造者が、危害予防規程の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 1 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
37	危害予防規程の内容の不適 (法第 2 6 条第 2 項)	危害予防規程が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があると認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	危害予防規程の変更の命令 (法第 2 6 条第 2 項)	2 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法第 3 8 条第 1 項第 1 号)	有	2 次措置検討の際には弁明の実施 3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3 次措置が不履行の場合 告発 (法第 8 0 条第 2 号)
						2 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法第 3 8 条第 1 項第 1 号)		3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分 7 8 参照

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準						両罰規定の有無(法第84条)	備考	
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件			3次措置
38	危害予防規程の不遵守(法第26条第4項)	第1種製造者又は従業者が、危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があると認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	勧告(法第26条第4項)	1次措置が不履行の場合	危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に守らせるため必要な措置をとるべきことの命令(法第26条第4項)	2次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令(法第38条第1項第1号)	有	2次措置検討の際には弁明の実施 3次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3次措置が不履行の場合 告発(法第80条第2号)
						2次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し(法第38条第1項第1号)		

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準						両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考	
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件			3 次措置
39	保安教育計画の不適合(法第 2 7 条第 2 項)	保安教育計画が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があると認められる場合、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	保安教育計画の変更の命令(法第 2 7 条第 2 項)	2 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令(法第 3 8 条第 1 項第 1 号)	有	2 次措置検討の際には弁明の実施 3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3 次措置が不履行の場合 告発 (法第 8 0 条第 2 号)
						2 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し(法第 3 8 条第 1 項第 1 号)	有	2 次措置検討の際には弁明の実施 3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
									7 8 参照
40	保安教育の未実施等 (法第 2 7 条第 5 項)	第 1 種製造者が、保安教育計画を忠実に実行していない場合、又は第 2 種製造者等が従業者に施す保安教育が、十分でないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	勧告 (法第 2 7 条第 5 項)						
41	製造保安統括者等の未選任又は職務の未遂行 (法第 2 7 条の 2 第 1 項、第 3 項又は第 4 項)	第 1 種製造者又は第 2 種製造者が高圧ガス製造保安統括者等を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法第 3 8 条第 1 項第 4 号)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 0 条第 2 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法第 3 8 条第 1 項第			有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
					4号)				容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分78参照
				1次措置が不履行の場合	告発 (法第81条第3号)			有	
42	保安統括者等の選任等の未届等(法第27条の2第5項(第27条の4第2項、第28条第3項、第33条第3項において準用する場合を含む。))	第1種製造者又は第2種製造者が、保安統括者等を選任又は解任した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第1号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
43	保安技術管理者等の選任等の未届等 (法第 2 7 条の 2 第 6 項(法第 2 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。))	第 1 種製造者又は第 2 種製造者が、保安技術管理者又は保安係員の選任又は解任について届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (第 1 種製造者が、製造保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合)	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 1 号)			有	
44	保安係員等の講習未受講 (法第 2 7 条の 2 第 7 項(法第 2 7 条の 3	第 1 種製造者又は第 2 種製造者が、保安係員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合で、是正指導に	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法第 3 8 条第 1 項第 4 号)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 0 条第 2 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	第3項において準用する場合を含む。))	よっても必要な措置が講じられない場合 (第1種製造者が、保安主任者又は保安企画推進員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合)		1次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法第38条第1項第4号)				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分78参照
45	製造保安主任者若しくは保安企画推進員の未選任又は職務の未遂行 (法第27	第1種製造者が、保安主任者又は保安企画推進員を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場	警告	1次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法第38条第1項第4号)	2次措置が不履行の場合	告発 (法第80条第2号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	条の 3 第 1 項、第 2 項)	合		1 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法 第 3 8 条 第 1 項 第 4 号)				2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分 7 8 参照
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法 第 8 1 条 第 3 号)			有	
46	冷凍保安責任者の未選任又は職務の未遂行 (法 第 2 7 条 の 4 第 1 項)	第 1 種製造者又は第 2 種製造者が、冷凍保安責任者を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法 第 3 8 条 第 1 項 第 4 号)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法 第 8 0 条 第 2 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法 第 3 8				2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
					条第 1 項第 4 号)				当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分 7 8 参照
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 3 号)			有	
47	販売主任者の未選任又は職務の未遂行 (法第 2 8 条第 1 項)	販売業者が、販売主任者を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法第 3 8 条第 2 項第 2 号)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 3 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 3 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
48	特定高圧ガス取扱主任者の未選任又は職務の未遂行 (法第 2 8 条第 2 項)	特定高圧ガス消費者が、特定高圧ガス取扱主任者を選任せず、又は職務を行わせない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (法第 3 8 条第 2 項第 2 号)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 6 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	
49	保安統括者等の代理者の未選任又は職務の未遂行 (法第 3 3 条第 1 項)	保安統括者等の代理者を選任し、職務を代行させていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 3 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準						両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考	
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件			3 次措置
50	保安統括者等の解任命令 (法第 3 4 条)	保安統括者等若しくはその代理人、販売主任者若しくは取扱主任者が、この法律若しくは命令の規定に違反した場合、又はこれらの者に職務を行わせることが、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合	警告	1 次措置が不履行の場合	保安統括者等若しくはその代理人、販売主任者等、特定高压ガス取扱主任者の解任命令 (法第 3 4 条)	2 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造、販売、消費の停止の命令 (法第 3 8 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号)	有	3 次措置検討の際には聴聞 (公開) の実施 3 次措置が不履行の場合 告発 (第 1 種製造者は第 8 0 条第 2 号、その他は高压法第 8 1 条第 6 号)
						2 次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (法第 3 8 条第 1 項第 1 号)		3 次措置検討の際には聴聞 (公開) の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合、本表の区分 7 8 参照
51	検査又は収去の (法第 3 5 条)	保安検査、立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 4 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	条第 1 項、第 6 2 条第 1 項)	(高压法第 3 5 条第 1 項のただし書を除く。)で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合							
52	定期自主検査の記録の未作成、虚偽の記録又は記録の未保存 (法第 3 5 条の 2)	定期自主検査の記録を作成せず、又は記録を保存しなかった場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 4 号の 2)			有	
53	危険時の措置義務違反 (法第 3 6 条第 1 項)	高压ガスの製造のための施設等が危険な状態となった場合において、直ちに災害発生の防止のための応急の措置を講じていない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 2 号)			有	緊急の必要があるときは、法第 3 9 条の規定による緊急措置を実施する。

別表第2(第74条関係)違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
54	危険時の虚偽の届出(法第36条第2項)	高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となった場合において、事態の発生について虚偽の届出をした場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第83条第4号の3)			有	
55	火気等の制限違反(法第37条第1項、第2項)	第1種製造事業所等において、火気等の制限に違反した場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第82条第1号)			有	
56	欠格事由(法第38条第1項第6号)	第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者が第7条第2号から第4号まで(許可の欠格事由)に該当するに至った場合	期間を定めその製造又は貯蔵の停止の命令	1次措置(製造の停止)が不履行の場合	告発(法第80条第2号)			有	1次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
			製造又は第1種貯蔵所の設置の許可の取消し(法第38						1次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
			条第1項第6号)						
57	緊急措置 (法第39条)	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	製造のための施設、第1種、第2種貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費のための施設の一時使用停止の命令(法第39条第1号)	1次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止の命令(法第38条第1項第1号、第2項第1号)	2次措置が不履行の場合	告発(法第80条第2号、第81条第6号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
			製造、引渡し、貯蔵、移動、消費若しくは廃棄の一次禁	1次措置が不履行の場合	製造又は第一種貯蔵所の許可の取消し(法第38条第1項第				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 当該製造者が容器検査所の登録を受けている

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
			止、又は制限 (法第 3 9 条第 2 号)		1 号、第 2 項第 1 号)				場合、本表の区分 7 8 参照
			高压ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更の命令 (法第 3 9 条第 3 号)	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 0 条第 3 号、第 8 1 条第 7 号)			有	
58	容器の製造方法の技術上の基準違反 (法第 4 1 条第 1 項)	容器製造業者の製造の方法が技術上の基準に適合していないと認めるときで、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	技術上の基準に従って容器の製造をすべきことの命令 (法第 4 1 条第 2 項)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 4 項)	有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
59	刻印等がない容器の譲渡し又は引き渡し (法第 4 4 条第 1 項)	容器の製造又は輸入をした者が、指定容器検査機関が行う容器検査を受け、これに合格したものとして刻印又は標章の掲示がされていない容器を譲渡し、又は引き渡した場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	
60	経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は登録容器製造業者等以外の者による刻印等又は紛らわしい刻印等	経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は登録容器製造業者等以外の者が、容器に規定以外の刻印等又は紛らわしい刻印等をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	(法第45条第3項)								
61	容器の所有者又は輸入した者の容器の表示違反 (法第46条第1項、第2項)	容器に表示をしない場合(表示が滅失した場合も同様)で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第81条第8号)			有	
62	容器の所有者及び容器を輸入した者以外の者による容器への規定以外の表示又は紛らわしい表示 (法第46条第3項)	容器の所有者及び容器を輸入した者以外の者が、容器に規定以外の表示又は紛らわしい表示をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第82条第1号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
63	容器を譲り受けた者の容器の表示違反 (法第 4 7 条第 1 項)	容器を譲り受けた者が、容器に表示をしていない場合(表示が滅失した場合も同様)又は虚偽の表示をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 8 号)			有	
64	容器を譲り受けた者以外の者による容器への規定以外の表示又は紛らわしい表示 (法第 4 7 条第 2 項)	容器を譲り受けた者以外の者が、容器に規定以外の表示又は紛らわしい表示をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	
65	充填の基準違反 (法第 4 8 条)	高圧ガスを基準に適合していない容器に充填していると認める場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 3 号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	条第1項から第4項)	で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合							
66	容器再検査に合格した容器への刻印未実施又は証票の未掲示 (法第49条第3項、第4項)	指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が、容器再検査に合格した容器に刻印等をしていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止の命令 (法第53条第2号)	2次措置が不履行の場合	告発 (法第80条第4号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
	附属品への刻印未実施 (法第49	指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が、附属品再検		1次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消し (法第53条第2号)				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	条の4第3項)	査に合格した附属品に刻印をしていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合		1次措置が不履行の場合	告発 (法第81条第9号)			有	
67	指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者以外の者による容器再検査に合格した場合の刻印等 (法第49条第5項)	経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者以外の者が、容器に刻印等をした場合又は紛らわしい刻印等をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止の命令 (法第53条第2号)	2次措置が不履行の場合	告発 (法第80条第4号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
	指定容器検査機関又は	経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受		1次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消 (法第53条第2号)				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	容器検査所の登録を受けた者以外の者による附属品再検査に合格した場合の刻印 (法第 4 9 条の 4 第 4 項)	けた者以外の者が、附属品に刻印をした場合又は紛らわしい刻印等をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合		1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	
68	刻印のない付属品の譲り渡し又は引き渡し (法第 4 9 条の 2 第 1 項)	附属品の製造又は輸入をした者が、指定容器検査機関等が行う附属品検査を受け、これに合格したものとして刻印がされていない容器を譲渡し、又は引き渡した場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
69	経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は登録附属品製造業者等以外の者による刻印等又は紛らわしい刻印等(法第 4 9 条の 3 第 2 項)	経済産業大臣、協会、指定容器検査機関、指定容器検査機関又は登録附属品製造業者以外の者が、附属品に刻印等をした場合又は紛らわしい刻印等をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 2 条第 1 号)			有	
70	製造業者に対する災害防止命令違反(法第 4 9 条の 3 第 3 項)	(外国)登録容器等製造業者等が当該承認に係る容器又は付属品であって、規格に適合しないものを製造したことにより当該容器又は当該付属品の装置された容器に充填した高圧ガ	当該製造業者に対しその製造した容器又は付属品の回収を図ること等災害の拡大を防止す	1 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 3 号の 2)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	2 項において準用する場合を含む。))	スによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	るため必要な措置をとるべきことの命令(請求)						
71	輸入した者に対する災害防止命令違反(法第 4 9 条の 3 5)	外国登録容器製造業者等が当該承認に係る容器又は付属品であって、規格に適合しないものを製造したことにより当該容器又は当該付属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	当該容器又は当該付属品を輸入した者に対しその輸入した容器又は付属品の回収を図ること等災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことの命令	1 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 3 号の 2)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
72	容器検査所において再検査を行うことができる容器又は附属品の種類の制限違反(法第50条第4項)	容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において再検査を行うことができる容器又は附属品の種類の制限違反と認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止の命令(法第53条第3号)	2次措置が不履行の場合	告発(法第80条第4号)	有	2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消(法第53条第3号)				2次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1次措置が不履行の場合	告発(法第81条第10号)				
73	容器検査所の検査拒否	容器検査所が容器再検査又は附属品再検査を	警告	1次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査	2次措置が不履行の場合	告発(法第80	有	2次措置検討の際には聴聞(公

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
容器検査所の検査設備の技術上の基準維持義務違反(法第 5 1 条第 2 項)	(法第 5 1 条第 1 項)	求められた際に、正当な事由がないのに検査を行わない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合			査若しくは附属品再検査の停止の命令 (法第 5 3 条第 2 号)		条第 4 号)		開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消し (法第 5 3 条第 2 号)				2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 3 号、法第 8 2 条第 1 号)			有	
74	検査主任者の未選任(法第 5 2 条第 1 項)	容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任していない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止の	2 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 4 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
					命令 (法 第 5 3 条 第 2 号)				
				1 次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消し (法 第 5 3 条 第 2 号)				2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法 第 8 1 条 第 3 号)			有	
75	検査主任者の選任等の未届け等 (法 第 5 2 条 第 2 項)	容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任又は解任した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法 第 8 3 条 第 1 号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
76	検査主任者の解任命令(法第 5 2 条第 4 項)	検査主任者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反した場合、又はその者に職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認める場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	検査主任者の解任の命令(法第 5 2 条第 4 項)	2 次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止の命令(法第 5 3 条第 3 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施 3 次措置が不履行の場合 告発 (法第 8 0 条第 4 号)
						2 次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消し(法第 5 3 条第 3 号)		3 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
77	容器検査所の登録を受けた者の欠格事由該当	容器検査所の登録を受けた者が、法第 7 条(許可の欠格事由)第 2 号から第 4 号に該	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検	1 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 4 号)			有	1 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	(法第53条第1号)	当するに至った場合	査の停止の命令 (法第53条第1号)						
			容器検査所の登録の取消し (法第53条第1号)						1次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
78	第1種製造者とその許可を取り消された場合の容器検査所の登録の取消し等 (法第53条第5号)	容器検査所の登録を受けた者が、第1種製造者である場合において、本表の区分6、9、20、37から39まで、41、44から46まで、50、57及び93に該当することにより第1種製造者の許可を取り消された場合で、容器再検査若しくは附属品再検	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (法第53条第5号)	1次措置が不履行の場合	告発 (法第80条第4号)			有	1次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
			容器検査所の登録の取消し (法第53条第5号)						1次措置検討の際には聴聞(公開)の実施

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
		査の停止又は容器検査所の登録の取り消しをする必要があると認めるとき							
79	高圧ガスの種類又は圧力の変更をしたときの容器の表示違反 (法第54条第3項)	容器の所有者が、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更するために刻印等をすべきことを申請し、適合すると認められて刻印等がされたときに表示をしない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第81条第8号)				
80	容器のくず化等の処分の未実施 (法第56条第3項)	容器再検査に合格しなかった容器について刻印等がされなかったときに、遅滞なく、くず化等の処分をしなかつ	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
	(同条第 4 項において準用する場合を含む。))	た場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合							
81	容器検査所廃止届の未届け等 (法第 5 6 条の 2)	容器検査所の登録を受けた者が、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 1 号)			有	
82	特定設備検査未受験 (法第 5 6 条の 3 第 1 項又は第 2 項)	特定設備の製造又は輸入をする者が、その特定設備について、指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けていない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 3 号)			有	
83	特定設備検査合格証の譲渡又は貸与	特定設備検査合格証を、他人に譲渡し、又は貸与した場合(特定設備検査合格証とともに	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 2 条第 1 号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	(法第56条の4第2項(法第56条の6の14第4項及び第56条の8第3項において準用する場合を含む。))	に譲渡する場合を除く。)で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合							
84	特定設備検査を受けた者以外の者による特定設備への表示(法第56条の5第2項(法第56条の9	特定設備検査を受け、特定設備検査合格証の交付を受けた者以外の者が、特定設備に、表示をした場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発(法第82条第1号)			有	

別表第2（第74条関係）違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第84条)	備考
	該当事項	適用要件	1次措置	適用要件	2次措置	適用要件	3次措置		
	第1項において準用する場合を含む。))								
85	特定設備検査合格証の返納違反 (法第56条の6(法第56条の6の15第2項及び第56条の9第2項において準用する場合を含む。))	特定設備検査合格証の交付を受けている者が、その特定設備検査合格証を経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納すべき場合に返納しない場合	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号)			有	
86	機器製造業者の技術上の基準違反 (法第57	もっぱら冷凍設備に用いる機器の製造の事業を行う者が、その機器を用いた設備が技術上	警告	1次措置が不履行の場合	告発 (法第83条第2号)			有	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考	
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置			
	条)	の基準に適合することを確保するように技術上の基準に従ってその機器の製造をしていない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合								
87	容器検査所の登録を受けた者の帳簿の不備(法第 6 0 条第 1 項)	容器検査所の登録を受けた者が、帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存していない場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止の命令(法第 5 3 条第 4 号)	2 次措置が不履行の場合	告発(法第 8 0 条第 4 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施	
				1 次措置が不履行の場合	容器検査所の登録の取消し(法第 5 3 条第 4 号)				2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施	

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 5 号)			有	
88	報告の拒否等 (法第 6 1 条第 1 項)	第 1 種製造者等が、業務に関する報告を経済産業大臣及び都道府県知事に報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 6 号)			有	
89	立入検査の拒否等 (法第 6 2 条第 1 項)	立入検査の際の質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 7 号)			有	
90	事故届の未届等 (法第 6 3 条第 1 項)	第 1 種製造者等が、事故の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	警告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 1 号)			有	
91	災害発生報告の命令 (法第 6 3 条第 2 項)	第 1 種製造者等が所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき	災害の発生の日時、場所等必要な事項の報告	1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 3 条第 6 号)			有	

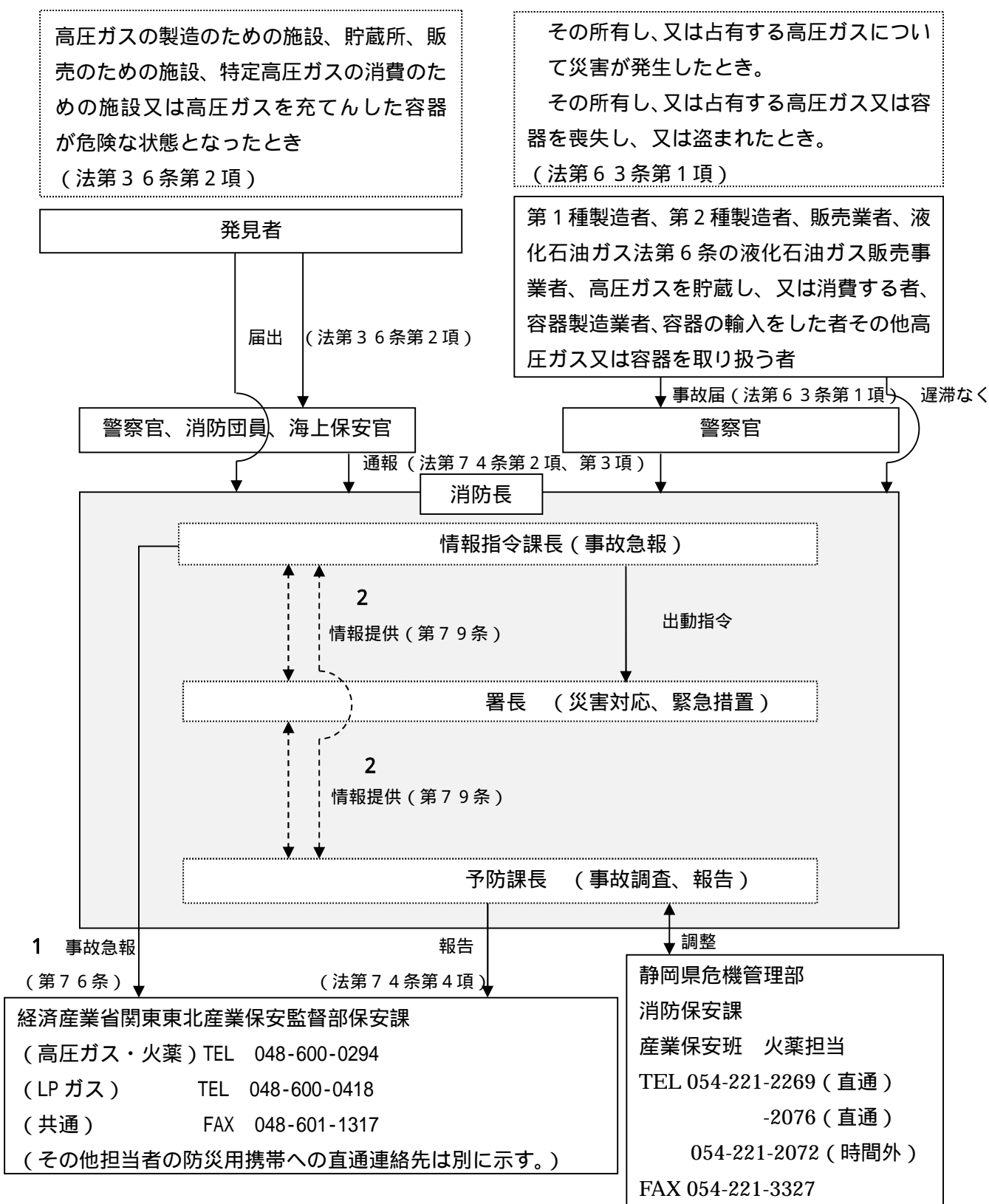
別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
			の命令 (法第 6 3 条第 2 項)						
92	災害時の現状変更禁止違反 (法第 6 4 条(第 6 4 条ただし書の場合を除く。))	高圧ガスによる災害が発生した場合において、経済産業大臣、都道府県知事(市長)又は警察官の指示なく、現状を変更した場合	告発 (法第 8 3 条第 2 号)					有	
93	許可の条件違反 (法第 6 5 条)	第 1 種製造者又は第 1 種貯蔵所の許可(変更許可を含む。)の際に付した条件に違反した場合で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	1 次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造又は貯蔵の停止の命令 (法第 3 8 条第 1 項第 5 号)	2 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 0 条第 2 号)	有	2 次措置検討の際には聴聞(公開)の実施
				1 次措置が不履行の場合	第 1 種製造者又は第 1 種貯蔵所の				

別表第 2 (第 7 4 条関係) 違反処理基準

区分	処分基準							両罰規定の有無(法第 8 4 条)	備考
	該当事項	適用要件	1 次措置	適用要件	2 次措置	適用要件	3 次措置		
					許可の取消し (法第 3 8 条第 1 項第 5 号)				場合、本表の区分 7 8 参照
				1 次措置が不履行の場合	告発 (法第 8 1 条第 1 1 号)			有	
<p>告発をすべき適用要件としては次のようなものが想定される。</p> <p>(1) 警告又は命令に従わず、社会的影響が大きい事故等を発生させた場合</p> <p>(2) 保安に関する必要な措置がとられておらず、社会的影響が大きい事故等が発生する可能性が極めて高い場合</p> <p>(3) 法令違反を繰り返し行い、改善の意思がないことが明らかな場合</p> <p>(4) その他消防長が必要と認める場合</p>									

別図 高圧ガスに係る事故等があったときの報告



- 1 情報指令課長は、A級事故又はB1級事故が発生したときは、高圧ガス保安法事故措置マニュアルに基づき事故の発生日時、場所及び概要について分かる範囲で速やかに急報する。
- 2 必要に応じて相互に情報提供する。

第1号様式(第3条関係)

高圧ガス保安法に係る許可等審査表

(受付年月日及び番号 年 月 日 号) /

根拠法令	内 容	対応状況

高压ガス保安法に係る許可等審査報告書 年 月 日 階級 審査員 氏名	
申請者	
名称	
受付年月日及び 番号	年 月 日 第 号
審査結果	適合 不適合 内容は審査表(別紙)による。
申請区分	法第5条第1項 第1種製造者に係る製造の許可 法第14条第1項 第1種製造者に係る変更の許可 法第16条第1項 第1種貯蔵所の設置の許可 法第19条第1項 第1種貯蔵所の変更の許可 法第48条第5項 特別充填の許可 法第49条第1項 容器検査所の登録 法第50条第3項 容器検査所の登録の更新 法第54条第1項 容器に充填する高压ガスの種類又は圧力の変更 その他()
備考	

<p>申請区分に係る 技術上の基準</p>	<p>一般則第6条第1項 定置式製造設備に係る技術上の基準 一般則第6条第2項 定置式製造設備における製造の方法の技術上の基準 一般則第6条の2第1項、第2項 コールド・エバポレータに係る技術上の基準 一般則第6条の2第3項 コールド・エバポレータにおける製造の方法の技術上の基準 一般則第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準 一般則第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準 一般則第7条の3 圧縮水素ガススタンドに係る技術上の基準 一般則第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準 一般則第11条 第2種製造者に係る技術上の基準(処理能力30立方メートル以上) 一般則第12条 第2種製造者に係る技術上の基準(処理能力30立方メートル未満) 一般則第18条 第1種貯蔵所の貯蔵の方法に係る技術上の基準(貯槽により貯蔵する場合) 一般則第22条 第1種貯蔵所の貯蔵の方法に係る技術上の基準(貯槽により貯蔵する場合) 一般則第18条 第1種貯蔵所の貯蔵の技術上の基準(容器により貯蔵する場合) 一般則第23条 第1種貯蔵所の貯蔵の技術上の基準(容器により貯蔵する場合) 一般則第49条 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準 一般則第55条第1項、第2項 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準 液石則第6条第1項 第1種製造設備に係る技術上の基準 液石則第6条第2項 第1種製造設備における製造の方法の技術上の基準 液石則第8条第1項 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準 液石則第8条第2項 液化石油ガススタンドにおける製造の方法の技術上の基準 液石則第9条第1項 移動式製造設備に係る技術上の基準 液石則第9条第2項 移動式製造設備における製造の方法の技術上の基準 液石則第9条第3項 製造設備が液化石油ガス法第37条の4第1項の充填設備である製造設備に係る技術上の基準 液石則第9条第4項 製造設備が液化石油ガス法第37条の4第1項の充填設備である製造設備における製造の方法の技術上の基準 液石則第48条 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準 液石則第53条第1項、第2項 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準 冷凍則第7条第1項 定置式製造設備に係る技術上の基準 冷凍則第7条第2項 定置式製造設備であって、かつ、認定指定設備である製造施設における技術上の基準 冷凍則第8条第1項 移動式製造設備に係る技術上の基準 冷凍則第9条第1項 製造の方法に係る技術上の基準 容器則第7条第1項 容器検査における容器の規格 容器則第33条 容器検査所の検査設備の基準 その他()</p>
---------------------------	--

第3号様式（第3条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



高圧ガス製造許可書

年 月 日付けで申請のあった高圧ガスの製造については、高圧ガス保安法第8条の規定により下記のとおり許可します。

記

名 称			
事業所所在地			
適用する 省令	高圧ガスの 種類及び内容	一般則 液石則 冷凍則	
許 可 条 件			

(注) 1 本許可に係る設備の工事が完成したときは、法第20条第1項の規定による完成検査を受けること。

2 省令の略称

一般則（一般高圧ガス保安規則）、液石則（液化石油ガス保安規則）、冷凍則（冷凍保安規則）

第4号様式（第3条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった について審査した結果、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第3条、第4条、第5条関係）

処理経過記録表

名 称	
事業所所在地	浜松市 区 町 番地 丁目 番 号
年月日	処理経過

第6号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



高圧ガス製造施設変更許可書

年 月 日付けで申請のあった高圧ガス製造施設の変更については、高圧ガス保安法
第14条第3項の規定により下記のとおり許可します。

記

名 称			
事業所所在地			
適用する 省令	高圧ガスの 種類及び 変更の内容	一般則 液石則 冷凍則	
許 可 条 件			

(注) 1 本許可に係る特定変更工事が完成したときは、法第20条第3項の規定による完成検査を受けること。

本変更許可においては、工事が生じないため完成検査は不要である。

2 省令の略称

一般則（一般高圧ガス保安規則） 液石則（液化石油ガス保安規則） 冷凍則（冷凍保安規則）

第7号様式（第10条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



第1種貯蔵所設置許可書

年 月 日付けで申請のあった第1種貯蔵所の設置については、高圧ガス保安法第16条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

名 称			
貯 蔵 所 所 在 地			
適用する 省令	高圧ガスの 種類及び内容	一般則 液石則 冷凍則	
許 可 条 件			

(注) 1 本許可に係る設備の工事が完成したときは、法第20条第1項の規定による完成検査を受けること。

2 省令の略称

一般則（一般高圧ガス保安規則）、液石則（液化石油ガス保安規則）、冷凍則（冷凍保安規則）

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



第1種貯蔵所変更許可書

年 月 日付けで申請のあった第1種貯蔵所の位置、構造及び設備の変更については、
高圧ガス保安法第19条第3項の規定により下記のとおり許可します。

記

名 称			
貯 蔵 所 所 在 地			
適用する 省令	高圧ガスの 種 類 及 び 変更の内容	一般則 液石則 冷凍則	
許 可 条 件			

(注) 1 本許可に係る特定変更工事が完成したときは、法第20条第3項の規定による完成検査を受けること。

本変更許可においては、工事が生じないため完成検査は不要である。

2 省令の略称

一般則（一般高圧ガス保安規則） 液石則（液化石油ガス保安規則） 冷凍則（冷凍保安規則）

第9号様式(第16条、第29条関係)

<p>高圧ガス保安法に係る完成検査等結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">階級 検査員 氏名</p>	
申請者	
名称	
受付年月日及び 番号	年 月 日 第 号
検査結果	適合 不適合
申請区分	<p>法第20条第1項 高圧ガスの製造のための施設の設置の工事の完成検査</p> <p>法第20条第1項 第1種貯蔵所の設置の工事の完成検査</p> <p>法第20条第3項 高圧ガスの製造のための施設の変更の工事の完成検査</p> <p>法第20条第3項 第1種貯蔵所の変更の工事の完成検査</p> <p>法第35条第1項 特定施設の保安検査</p> <p>その他()</p>
備考	

第10号様式（第16条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



完成検査不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった 高圧ガスの製造のための施設 第1種貯蔵所 に係る完成検査に

ついては、下記の理由により不適合とするので通知します。

記

理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 1 1 号様式 (第 2 9 条関係)

保安検査表

(受付年月日及び番号 年 月 日 号) /

技術基準条項	検査項目	対応状況

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者) 様

浜松市消防長



保安検査不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった保安検査については、下記の理由により不適合とするので通知します。

記

理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第13号様式（第35条、第41条、第48条、第61条関係）

法人の名称等 事務所所在地 事業所等所在地 貯蔵する高圧ガスの種類	変更届書	一般 液石 特定	×整理番号	
		冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）				
事務所（本社）所在地		〒		
事業所、貯蔵所、販売所又は容器検査所 所在地		〒		
許可（届出）年月日				
許可（届出）番号				
法人の名称（事業所の名称）	新			
	旧			
事務所（本社）所在地	新	〒		
	旧	〒		
事業所 貯蔵所 販売所 容器検査所 所在地	新	〒		
	旧	〒		
貯蔵する高圧ガスの種類 （変更の工事に該当する場合又は軽微な変更の工事に該当する場合を除く。）	新	種類	数量	
	旧	種類	数量	
備考				

年 月 日

代表者 氏名

印

浜松市消防長 様

連絡担当者氏名

電話番号

備考 ×印の項は記載しないこと。

第14号様式(第42条関係)

販 売 変 更 届 書	× 整 理 番 号	
	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)		
事 務 所 (本 社) 所 在 地		
販 売 所 所 在 地		
変 更 の 内 容		

年 月 日

代表者 氏 名

印

浜松市消防長 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

第15号様式(第50条関係)

容器再検査申請書	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)		
住所(事務所所在地)		
容器所在地		
容器の種類		
容器の数量		
検査の区分		
耐圧試験圧力		

年 月 日

代表者 氏 名

印

浜松市消防長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

第16号様式(第52条関係)

付 属 品 再 検 査 申 請 書	× 整 理 番 号	
	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)		
住 所 (事 務 所 所 在 地)		
付 属 品 所 在 地		
付 属 品 の 種 類		
付 属 品 の 数 量		
当該付属品が装置される容器に充てんされるガスの種類及び耐圧試験圧力		
検 査 の 区 分		

年 月 日

代表者 氏 名

印

浜松市消防長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



特別充填許可書

年 月 日付けで申請のあった特別充填については、高压ガス保安法第48条第5項の規定により下記のとおり許可します。

記

充填する容器	容器番号 耐圧試験圧力 内容積 容器所有者
充填するガス名 及び充填量	ガス名 充填量
充填する場所 及び期間	場所 期間
許可の条件	(例示) 1 充填時には保安係員が自ら容器の外観検査等を実施すること。 2 充填に当たっては、保安係員の現場における監督のもとに作業を行うこと。 3 容器の充填中の温度管理、衝撃防止措置等に十分留意すること。 4 国内品との混同を避けるため、容器管理を確実に実施すること。 5 充填容器等の移動に当たっては、木枠又はパッキンを施し、輸送中の温度管理に留意する等保安上の措置を強化すること。 6 容器に表示された最高充填力又は耐圧試験圧力の5分の3（安全弁の付いていない容器にあっては、耐圧試験圧力の2分の1）のうちいずれか低い圧力を最高充填力とする。なお、液化ガスにあっては容器保安規則第22条の規定に基づく質量を超えて充填しないこと。

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



容器検査所登録（登録更新）拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった容器検査所の登録（登録の更新）について、下記の理由により拒否するので通知します。

記

理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者) 様

浜松市消防長



容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る適合通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に
ついては、変更後においても当該容器が高圧ガス保安法第 4 4 条第 4 項の規格に適合すると認めるので
通知します。

記

容器		変更事項 (充填するガスの種類 又は圧力)		容器製造者 名称	容器製造 年月	内容積
		旧	新			
記号	番号					

備考 容器保安規則第 8 条及び第 10 条に基づき、容器の刻印及び表示の変更をしてください。
なお、変更後は、別紙に容器の刻印の拓本を添付し、担当課へ提出してください。

第19号様式(第56条関係)別紙

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

所有者氏名
住 所

年 月 日付け浜松市指令 第 号 にて適合すると認められた、容器に充填する高圧
ガスの種類又は圧力の変更について、別添のとおり拓本を提出します。

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に
ついては、変更後においては、下記の理由により当該容器が高圧ガス保安法第44条第4項の規格に適
合すると認められないので通知します。

記

適合すると認められない理由

容器		変更事項 (充填するガスの種類 又は圧力)		容器製造者 名称	容器製造 年月	内容積
		旧	新			
記号	番号					

教示

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

浜松市消防長 様

住所(所在地)
届出者 氏名(名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

許可申請等取下申出書

許可申請等を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

許可等の申請種別	
許可等申請年月日	年 月 日
取下げ理由	
その他必要な事項	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 氏名(法人にあっては代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第 2 2 号様式 (第 6 4 条関係)

浜消 第 号
年 月 日

静岡県公安委員会 様

浜松市消防長

高圧ガス保安法第 7 4 条第 1 項の規定に基づく通報について

このことについて、別添写しのとおり、下記の者に対して高圧ガス保安法 (昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号) 第 条第 項に規定する したので、同法第 7 4 条第 1 項の規定により通報します。

記

許可を受けた者、届出者又は許可の取消しを受けた者
住所 (事務所所在地)
氏名 (名称及び代表者氏名)

担 当

浜松市消防局

TEL ()

FAX ()

E-Mail

立入検査実施表

実施年月日	年 月 日	検査員	階級・氏名
名称			
事務所(本社)所在地			
事業所等所在地			
施設等の区分			
許可(届出)年月日 及び番号	年 月 日	号	立会者氏名

適用法令	適	否	検査項目
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

第 2 3 号様式 (第 6 5 条関係)

/ (裏)

適用法令		適	否	検査項目
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
	26			
	27			
	28			
	29			
	30			
	31			
	32			
	33			
	34			
	35			
備考				

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防局予防課（ 消防署）
職・氏名 印

立入検査結果通知書

年 月 日、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により下記について立入検査を行ったところ、指摘事項がないので通知します。（不備欠陥が認められるので、速やかに改善されるよう通知します。）

記

名 称		
事業所等 所在地		
区 分	高圧ガスを製造する者 第1種貯蔵所 第2種貯蔵所 販売業者 高圧ガスを貯蔵する者 高圧ガスを消費する者 高圧ガスの輸入をした者 液化石油ガス販売事業者 容器の製造をする者 容器の輸入をした者 容器検査所の登録を受けた者 その他（ ）	
立会人	所属又は役職名	
	氏名	
問い合わせ先	浜松市消防局予防課（ 消防署） 電話（ ） 担当	

備 考 別添え違反指摘事項はもちろん、それ以外についても自主的に点検を行い、不備欠陥事項については、改善してください。

違反指摘票に記載した他法令関係の項目については、違反が認められるので主管行政庁の指導を受けてください。

指摘 の指摘事項については、 にて 年 月 日までに浜松市 あて報告してください。

（違反指摘票交付枚数 枚）

指摘	内容（根拠法令）	確認

- 注 1 確認欄 は、即刻改修済
- 2 法律等の略称
法（高圧ガス保安法）、政令（高圧ガス保安法施行令）、一般則（一般高圧ガス保安規則）、液石則（液化石油ガス保安規則）、コンビ則（コンビナート等保安規則）、特定則（特定設備検査規則）、冷凍則（冷凍保安規則）、容器則（容器保安規則）、国際容器則（国際相互承認に係る容器保安規則）

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者) 様

浜松市消防長



許可取消通知書

と認めるので、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第 条第 項の規定により下記のとおり許可を取り消す。

なお、本命令に従わないときは、高圧ガス保安法により処罰されることがある。

記

- 1 取消事項
- 2 許可年月日及び番号
- 3 許可取消の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

浜松市消防長 様

住所(所在地)
申出者 氏名(名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

許可取消申出書

許可の取り消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

取消しを受けようとする 許 可 の 種 別	
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	年 月 日 第 号
取消しを受けようとする理由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(注) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 氏名(法人にあっては代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第28号様式（第67条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



申出による許可取消通知書

年 月 日付け第 号で申出のあった許可の取り消しについては、理由があると認めるので、
下記のとおり許可を取り消す。

記

- 1 取消事項
- 2 許可年月日及び番号
- 3 許可取消の理由

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



命令書

と認めるので、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わないときは、高圧ガス保安法により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第30号様式(第68条、第69条、第70条、第73条関係)

年 月 日

様

住所

氏名

電話

印

受領書

年 月 日付け浜消 第 号の

は確かに受領しました。

第31号様式(第69条関係)

浜消 第 号
年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者) 様

浜松市消防長



勧告書

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条の5第2項の規定に該当すると認めるので、下記のとおり勧告する。

なお、勧告事項を履行すべき期限までに本勧告に従わないときは、勧告に従わない旨を公表することがある。

記

- 1 勧告事項
- 2 勧告の理由
- 3 履行期限

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者) 様

浜松市消防長 印

公表通知書

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条の5第2項の規定により、 年 月 日
付け浜消 第 号の勧告書(以下「勧告書」という。)により勧告した事項に従わないため、同条第3
項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

- (1) 販売事業者等の名称
- (2) 事務所所在地
- (3) 販売所所在地
- (4) 販売をする高圧ガスの種類
- (5) 勧告書の勧告事項及びこれに従わない旨

2 公表の方法

- (1) 浜松市ホームページへの掲載
- (2) 浜松市消防局での閲覧

3 公表予定日

年 月 日

4 その他

- (1) 勧告書の勧告事項に従い改善する場合は、次の問い合わせ先へ連絡をお願いします。
- (2) 3の公表予定日までに勧告書の勧告事項に従って改善したことが確認できたときは、公表しませ
ん。
- (3) 公表後に勧告事項に従って改善したことが確認できたときは、当該公表した情報を削除します。

問い合わせ先
浜松市 区
浜松市消防局
電話番号 ()

第33号様式（第70条関係）

高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定による公表対象販売業者等一覧表

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	販売所所在地	勧告事項等	公表日

第34号様式（第70条関係）

高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定による公表対象販売業者等状況表

公表管理番号	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	勧告書 交付日	公表通知書 交付日	公表予定日	公表日	改善確認日	公表削除日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者) 様

浜松市消防長



登録取消通知書

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第53条の規定により下記のとおり容器検査所の登録を取り消す。

なお、本命令に従わないときは、高圧ガス保安法により処罰されることがある。

記

- 1 名称
- 2 容器検査所所在地
- 3 登録番号
- 4 取消しの理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第36号様式（第72条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者） 様

浜松市消防長



報告徴収書

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるので、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第61条第1項の規定により下記の事項について 年 月 日までに文書をもって報告するよう要求する。

記

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第37号様式(第73条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

所 属

階級・氏名

印

収去書

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第62条第1項の規定により下記のとおり収去する。

記

- 1 住所又は所在地
- 2 氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 収去場所
- 4 品名及び数量

第38号様式(第75条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者) 様

浜松市消防長



年 月 日付け 第

命令解除通知書

号の命令は下記のとおりこれを解除する。

記

- 1 解除年月日
- 2 解除の理由
- 3 その他